

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

証明書
発行日 令和元年 5月 8日

様式SR-EHC-01-E

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書
発行No. 5-3

標準
No. 1089669

メーカー名		CAT		管理 No. E7-039		使用者住所 氏名又は名称		中城村字久場1991番地 町田機工株式会社		
型式		320D-E		稼働 時間 3491 h		機械管理者氏名		町田宗才		
製造 番号		BWZ 07553				検査業者登録番号		第 17号		
性能		0.7m ³				検査業者又は事業者 住所・名称		沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株)		
検査 実施場所		町田機工(株) 南風原ヤード		検査者 氏名 西本 一		責任者名		又吉 悟		
検査 年月日		令和元年 5月 8日								
区分	No.	検査箇所	検査内容				検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	
エンジン	1	本体	a ★始動性 かかり具合、異音、予熱機・ヒーターの作動 b ★回転の状態 アクセルの作動、回転具合 アイドリング回転 (970 min⁻¹)、無負荷最高回転 (1980 min⁻¹) c ★排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ d ★エアクリナー ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 e ★締付け シリンダーヘッド、マニホールドの取付 f ★弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm) g ★圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 h ★噴射圧力 噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 i ★噴霧状態 噴霧状態 良○・不× 1 2 3 4 5 6 j ★過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ k ★エンジンマウント ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化				目視、操作、聴診	✓		
			*ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。							
			*弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。							
			電子制御							
			トルクレンチ				✓			
			シックネスゲージ				✓			
			圧縮圧力計				✓			
			ノズルテスター				✓			
			目視、ノズルテスター				✓			
			目視、聴診				✓			
			目視、レンチ等				✓			
			目視				✓			
	2	★潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷				目視	✓		
3	★燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老朽化、*エレメントの汚れ・目詰まり				目視	✓			
4	★冷却装置	水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老朽化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付				目視、触診、スケール	✓			
5	★電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷				目視、触診、電圧電圧計	✓			
6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動				目視、操作、聴診、圧力計	—	—	—	
7										
走行装置	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ				目視、聴診、触診、探傷器	✓		
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ				目視、スケール、ノギス	✓		
	10	履帯	シュー亀裂・変形・摩耗、取付、リング・ブッシュ亀裂・摩耗、ピン長、たわみ、ピン抜け、ゴムパッキン(欠け・老朽化・摩耗)				目視、スケール、探傷器	✓		
	11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老朽化・摩耗)、心金脱落、たわみ				目視、スケール	—	—	
	12	履帯調整装置	作動、調整ボルト・ナット・ロッド・ヨークの亀裂・変形、腐食・摩耗、シリンダー油漏れ				目視、操作、探傷器	✓		
	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ				目視、聴診、触診	✓		
	14									
制動	15	駐車ブレーキ	効き				目視、操作	✓		
	16									
	作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷				目視、操作、ノギス、探傷器	✓	
		18	ツース	脱落、がた、摩耗				目視、触診	—	—
		19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付				目視、操作、探傷器	—	—
		20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷				目視、操作、ノギス	—	—
21										
油圧装置	22	作動油タンク	*油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーゼ目詰まり、取付				目視、石けん水	✓		
	23	フィルター	*汚れ・目詰まり、油漏れ				目視、触診	✓		
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老朽化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付				目視、触診	✓		
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧				目視、聴診、触診、	✓		
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱		旋回用	冷却用	目視、聴診、触診、	✓		
					走行用		テスト	✓		
								✓		
27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷		ブーム用	ブレード用	目視、操作、スケール、	✓			
				アーム用	スイング用	タイマー	✓			
				バケット用	オフセット用		✓			

3年間保存

E7-039

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容							
油圧装置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓								
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓								
	30	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ モーターの異常振動・異音・異常発熱	目視、聴診、触診	✓								
	31												
操作	32	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓								
	33												
安全装置・車体関係等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓								
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓								
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、*油や亀裂・摩耗、取付、シール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓								
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓								
	38	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・老化		✓								
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形	目視、操作	✓								
	40	キャブ、カバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、ガラスの割れ・損傷		✓								
	41	カウンターウエイト	取付	目視、スケール	✓								
	42	座席(調整機構、シート、シートベルト)	作動、損傷、取付	目視、操作	✓								
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓								
	44	表示板	損傷、取付		✓								
	45	灯火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	目視、操作	✓								
	46	計器類	作動	目視	✓								
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影、取付		✓								
	48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作		✓							
49													
総合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓								
排ガス装置	51	★一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、 排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	—	—							
事業者等 への 要請	次回特定自主検査実施年月 令和2年5月												
	使用前は保守点検を行って下さい												
補修等の措置内容													
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容									
1	エレメントの汚れ		令和元.5.8	エレメント清掃									
48	グリ不足		令和元.5.8	グリ2リットル									
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安全術」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。				記号	交換 ×	分解交換 ⊗	修理 △	調整 A	締付 T	清掃 C	給油水 L	該当なし —